

うきは市農業委員会第26回総会議事録

[開催日時] 令和2年4月10日(金)午後1時30分から

[開催場所] うきは市役所 三階302号室

[議事日程]

- 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(所有権移転)について
- 議案第5号 非農地判断について
- 議案第6号 うきは市空き家に付属した農地の指定について(下限面積における別段の面積)

- 報告第1号 農地法第3条許可取消について
- 報告第2号 永小作の解約通知について
- 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- 報告第4号 農業用施設設置に伴う農地転用届について
- 報告第5号 土地改良届について
- 報告第6号 耕作台帳名義人変更届について

(出席委員)

- | | | | | | |
|---------|-----|-----|----|-----|--------|
| 会長 | 16番 | 佐々木 | 芳幸 | | |
| 会長職務代理人 | 15番 | 中村 | 稔 | | |
| 委員 | 1番 | 赤司 | 正光 | 9番 | 堀江 清成 |
| | 3番 | 吉瀬 | 正毅 | 10番 | 竹石 正芳 |
| | 4番 | 石井 | 好人 | 11番 | 樋口 美智子 |
| | 6番 | 佐藤 | 景一 | 12番 | 堀江 裕一郎 |
| | 7番 | 尾花 | 里美 | 13番 | 樋口 健次 |
| | 8番 | 梶村 | 輝明 | 14番 | 佐藤 春義 |

欠席委員 2番 山下 保則

(農業委員会職員)

事務局長 石井 太 係長 樋口 秀夫 主事 杉 真

局長 只今より第26回うきは市農業委員会定例総会を開催します。それでは農業委員会会議規則第5条に基づき議事の進行を会長の方にお願ひしたいと思います。

議長 それでは議事の進行を行っていきたいと思います。本日の議事録署名人は11番委員と12番委員になっております。なお、欠席委員は2番委員となっております。それでは議題に入ります。議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案1-1上程)

事務局 (議案1-1説明・朗読)

議長 それでは分科会長説明をお願いします。

分科会長 場所は道の駅の南側になります。道の駅の敷地拡張に伴う転用という事です。雨水につきましては側溝に流し、下水につきましては南側に下水管がありますので、そちらに流すという事です。特に問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

14番 先ほどの説明の通りです。申請者は現在の居住地が道の駅の拡張に伴い譲渡するため、その代替地として今回の申請に至るとの事です。雨水・下水も問題ありませんので皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案1-1に賛成の方挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 続きまして議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案2-1上程)

事務局 (議案2-1説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 場所は旭町公民館の南側になります。現状はすでにコンクリートで固められておりますので始末書付きでの申請になります。雨水につきましては隣接している側溝の方に流すという事で問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

14番 先ほどの説明の通りです。以前自身の田んぼだったところを車庫が足りなくなり、コンクリートを打ってしまったとの事です。始末書もついておりました。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

12番 今回の申請地は宅地の部分と田の部分がありますので区切りを申請人にしっか

りと伝えておく必要があるかと思えます。

事務局 田の全体的な転用を許可したのではなく、今現在コンクリートになっている部分について容認したということと、分筆するようにお願いするという内容の文書を送ろうと思っております。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案2-1に賛成の方挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 引き続き議案2-2を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案2-2上程)

事務局 (議案2-2説明・朗読)

議長 本申請は先ほどの1-1と同じであるため分科会長と担当委員の説明は省略いたします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案2-2に賛成の方挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 続きまして議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案3-1・2上程)

事務局 (議案3-1・2説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

15番 場所はRDFの南側になります。作業効率向上のため農地の交換をするという事です。特に問題ないと思っておりますので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

4番 交換する土地の面積が大きく違うのですが、これで間違いないのでしょうか？

事務局 はい、交換という事で間違いありません。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案3-1・2に賛成の方挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案3-3~8を議題とします。この案件は譲受人が同一であるため、一括して進行したいと思えます。事務局説明をお願いします。

(議案3-3~8上程)

事務局 (議案3-3~8説明・朗読)

- 議長 それでは分科会長の説明を求めます。
- 分科会長 譲受人は愛媛県から今年家族で転入してきており、うきは市で新規就農するという事です。以前、野菜は作っていたとの事ですが果樹は初めてとの事です。また、農地の状態がよろしくなく、営農計画の方も疑問点が幾つか見られましたので、分科会としては許可が出しにくいと考えております。皆様のご審議をよろしく申し上げます。
- 議長 それでは担当委員の説明を求めます。
- 15 番 譲受人は福益に家を購入しており、家の南に畑があります。この畑は現在、様々な木が植わっており荒れている状態ですので、整地して他の作物を植えたいとのことでした。やる気は大変あるみたいです。皆様のご審議をよろしく申し上げます。
- 14 番 今回の案件は農地が散らばっているため、今回、分科会で現地を確認したのは一部にすぎません。ですのでこれで判断するのは難しいのではないのかなと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。
- 議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。
- 12 番 今回、提出されている営農計画を見ると、現実的に厳しいのかなと思います。ですので再度、営農計画を提出していただき精査する必要があると考えます。
- 14 番 今まで農業の経験はあるのですか？
- 事務局 以前、家庭菜園程度はしていたという事ですが、定年を機に今回移住して本格的に農業をするという事ですので、新規就農という事です。
- 3 番 若い世代の方が新規就農する場合は色々な補助があって得することも多いと思いますが、今回のように定年した世代の方が新規就農するメリットは何かあるのですか？
- 局長 いいえ、特にありません。ただ、初めて本格的に農業をするという事で新規就農という扱いをしております。また、うきは市農政部としての思いは一人でもうきはに移住し農業をしてもらいたいと思っておりますので、事務局でも営農計画を再度見直しをさせて頂きたいと思えます。
- 3 番 そのような思いがあるのであれば尚更、アフターフォローに力を入れていくべきだと思います。
- 局長 仰る通りだと思います。他の関連機関とも協議させて頂き、進めていきたいと思えます。
- 4 番 この営農計画の作成の根拠はどこからきているものですか？幾らやる気があっても、途中で投げ出すような事になれば意味がないと思いますので。
- 3 番 畑の状態はどうなのでしょう？収穫はできそうな状態でしょうか？
- 15 番 分科会で確認した農園は難しい状態でした。
- 1 番 現地確認をした農園は難しく、計画も不十分。ですので、もう一度ヒアリング

と営農計画書をやり直して判断するのはどうでしょうか？

議長 議題にかかっている以上は可決か否決かの判断を下す必要があります。しかし、営農計画を見直して再度申請をという意見が多数ありましたので、今回は申請の取り下げも考えています。

事務局 譲受人にも確認をとったところ、計画を練り直して再度申請をしたいとの事でしたので、今回は申請を取り下げるとの事でした。

議長 それでは引き続き議案 3-9 を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 3-9 上程)

事務局 (議案 3-9 説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

14 番 場所は荒瀬の踏切付近です。譲渡人は高齢の為、耕作が難しいとの事で、申請地と隣接している農地を耕作している譲受人が今回譲受けるようになったという事です。特に問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしく願います。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 3-9 に賛成の方挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案 3-10 を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 3-10 上程)

事務局 (議案 3-10 説明・朗読)

議長 それでは担当委員説明を求めます。

4 番 こちらの案件は青年就農給付金の関係でハウスを建てて 5 年以内に経営を移譲しなければという条件の為、今回の申請に至ったという事です。特に問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしく願います。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 3-10 に賛成の方挙手を求めます。

議長 全員賛成ということで許可とします。引き続き議案 3-11~13 を議題とします。これらの案件は譲受人が同一の為、一括して進行します。

(議案 3-11~13 上程)

事務局 (議案 3-11~13 説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

14 番 譲受人は土木業者ですが農業の方も大きく営農されており、問題ないと思います。皆様のご審議をよろしく願います。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 3-11~13 に賛成の方挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案 3-14 を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 3-14 上程)

事務局 (議案 3-14 説明・朗読)

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 3-14 に賛成の方挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案 3-15 を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 3-15 上程)

事務局 (議案 3-15 説明・朗読)

議長 それでは分科会長の説明を求めます。

分科会長 こちらの案件は空き家バンクに付随した農地になります。譲受人は福岡の方で会社を運営されており農業は初めてですが、本人と従業員でやっていきたいとの事でした。空き家バンクに付随した農地ということで仕方がないのかなと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

6 番 先ほどの説明の通りです。申請地は牧ノ草ですが人口減少が進んでおり、農地の荒廃化が進んでいます。ですので、このようにして農地を管理していただくだけでもありがたいと地元は思っています。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

4 番 現在この農地は荒れているのですか？

6 番 草刈は中山間で行っているみたいです。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 3-15 に賛成の方挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 続きまして議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画 (所有権移転) についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 4-1~5 上程)

事務局 (議案 4-1~5 説明・朗読)

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 4-1~5 に賛成の方挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で、うきは市長の方に報告します。
議長 続きまして議案第5号 非農地判断についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案第5号上程)

事務局 (議案第5号説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。
6番 申請地は既に大きな木が育っており、畑と見るほうが難しいという状況でしたので、仕方がないのかなと思います。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。
事務局 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第5号に賛成の方挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 続きまして議案第6号 うきは市空き家に付随した農地の指定について（下限面積における別段の面積）についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案第6号上程)

事務局 (議案第6号説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。
分科会長 特に問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第6号に賛成の方挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 それでは報告に移ります。事務局説明をお願いします。

(報告1～6説明・朗読)

前記の事項は真実の議事録であることを証するため、ここに署名する。

議 長 _____ 印

議事録署名者 _____ 印

議事録署名者 _____ 印

